



Title	《韓非子》における《矛盾》説話
Author(s)	加地, 伸行
Citation	懷徳. 1965, 36, p. 45-58
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90410
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

《韓非子》における「矛盾」説話

加 地 伸 行

「矛盾」と「楯」の撞撃——その機能において、
「矛盾」と「楯」それぞれが、最高の能力を有するため
に、撞撃撞着するその瞬間、たがいに對者に打ち克つと
いう狀況が起ころ。その限りにおいて、この狀況は、ま
さに文字どおり、「矛盾撞着」に他ならぬ。

《韓非子》に見える「矛盾」説話は、contradictionの
定譯である「矛盾」という語の語源である。中華人民共
和國の中國古代哲學史家は、この説話を、中國哲學史に
おける「矛盾律」The principle of contradictionの
自覺の完成として、高い哲學史的評價を與えている。そ
の代表論文は、マルクス主義哲學史を標榜する侯外廬等
《中國思想通史》中の一篇、『韓非子的世界觀、知識論
和邏輯學』である。

しかし、同論文は、「矛盾」説話に在ると言われる
「矛盾」の論理構造の反省を経てその後、哲學史的評
價を與えているわけではない。

《韓非子》における「矛盾」説話

「矛盾」説話の哲學史的評價を試みるのであるなら
ば、すくなくとも、「矛盾」説話が有する「矛盾」の論
理構造の嚴密な客觀的反省を試みることを要する。「矛
盾」説話中に表記される「矛盾」が、contradictionに
値するものかどうか、といった基礎的檢證さえ行わない
同論文の、「矛盾」説話に與えた哲學史的評價には疑義
をはさざるを得ない。

本小論は、「矛盾」説話における「矛盾」の論理構造
やモチーフなどの徹底的反省を通じて、「矛盾」説話設
定の意圖を反省することを目的としている。

× × ×

狩野直喜《中國哲學史》四頁『中國哲學なる名稱は、
西洋哲學・印度哲學に對して邦人の命名したものであ
つて、中國には昔より哲學なる名もなく哲學史の名もな
い。……中國の學者の中には、此の哲學（日本でいふ）な

るものは、中國にて昔から經學に反對していふ諸子異端の學……に當るものと理解したのもあった』——西洋哲學史上に現われる哲學用語の漢語譯の大部分は、明治哲學史においてなされたのであり、中國の哲學界は、その多くを踏襲したものと思われる。

「矛盾」V という譯語について言えば、日本哲學史上、形式論理學の最初の紹介書である、明治七年刊（ただし正式には明治十四年の第二版によつて、少く普及したところ）の西周《致知啓蒙》には、まだ現われていない。思惟の基本原理、すなわち、「同一律 The principle of identity」・「矛盾律」・「排中律 The principle of excluded middle」などを説明する章にあたる第十章『同異表決』において、「矛盾律」V の概念の説明はあつても、「矛盾」V という語自身は、譯語として使われていない。

contradiction の譯語として、「矛盾」V が登場するのは、日本哲學史上、最も早く翻譯・編輯された哲學辭典と思われる明治十四年四月初版の《哲學字彙》（東京大學三學部印行）においてである。

同書には、『Contradiction 乖角、背戾、矛盾、背馳、悖逆、枘鑿、反言對（論）』とある。その『反言對（論）』という語は、「矛盾律」V を形成する「矛盾」V の意ではな

い。演繹論理における直接推理の一種である「對當 Opposition」には四種類あるが、その一であるところの、今日の譯語で言えば「矛盾對當 Contradictory Opposition」にあたるものである。つまり、contradiction の譯語として、「矛盾」V という譯語はまだ定着していなかったと思われる。

しかし、同書は、明治四四年十二月に改訂され、第三版が出版されている。そこでは、『Contradiction 矛盾、背戾、撞着、乖角、乖戾、悖逆、逆受、抵觸、抵牾、扞格、枘鑿、自家撞着、自語相違、反言對（論）、Law of contradiction 矛盾法』とある。兩者を比較すれば、「矛盾」V という語が、譯語として、どうやら定着したことを示している。

また同じころの《哲學大辭書》（明治四四年二月・同文館刊）には、「矛盾」V という項があり、紀平正美が執筆している。紀平は、contradiction の形式論理學的概念を説明したあと、『矛盾の語は「戸子」仁意篇及び「韓非子」難一篇に出ず。「楚人に楯と矛とを鬻ぐ者有り。之を譽めて曰く、吾が楯の堅きこと、物能く陷すこと莫きなりと。又其の矛を譽めて曰く、吾が矛の利きこと、物に於て陷さざること無きなりと。或ひと曰く、子の矛を以て、子の楯を陷さば、何如と。其の人應ふる能は

ず」と。矛盾のよき説明といふべし』と、付け加えている。それは、このころまでに、△矛盾▽という定譯が成り立ったことを示している。

それでは、當時の中國の哲學界は、contradictionをどのように譯していたであらうか。

中國現代哲學史において、形式論理學紹介の啓蒙運動の重要な先驅者を擧げるならば、それはもちろん、嚴復である。

嚴復は、(逐語翻譯ではないが) 翻譯的に、できるだけ客觀的な譯述をつとめたすぐれた啓蒙家であり、明治三八年に、J・S・ミルの『A System of Logic』の前半部の漢語譯『穆勒名學』を出版した。

嚴復は、日清戰爭における中國の敗北以後、反日的思想を抱き、哲學用語の翻譯においても、日本哲學界が行なった譯語と異なるように、獨自の譯語を創案することに努めている。

△矛盾▽について言えば、同書『乙・通論推證思緒・篇七』の第五節において、『相滅』と譯し、△矛盾律▽を『相滅之例』と譯している。ちなみに言えば、同節において、△排中律▽を『不中立之例』と譯している。

もとより、嚴復が△矛盾▽説話を知らぬはずがない。同節において、ハミルトンの、△矛盾律▽・△排中律▽

『韓非子』における△矛盾▽説話

の二者によって、△物自體▽の認識に迫ることができるといふ説をミルが述べている個所を、『以是二者爲吾矛、吾將以陷、奴優彌那』(nounemon △物自體▽・△本體▽の音譯)之堅、盾』と譯してさえている。にもかかわらず、△矛盾▽を『相滅』と譯しているのは、日本哲學界が行なった『矛盾』という譯語を否定するために他なるまい。そのような反對のための反對の立場のため、同書全般において哲學用語の譯語が特異なものとなり、奇を衒ういう印象をさえ與えている。

西洋哲學史、とりわけ形式論理學の紹介や啓蒙上の業績はともかく、反日的態度に基づく嚴復の哲學用語漢語譯は、所詮、反對のための反對のために、譯語としての明晰性を缺いている。それは譯語としての生命力を稀薄にしてしまっている。嚴復の譯語の生命力が涸渇したことは、今日の、中華人民共和國の哲學論文に現われる諸術語がそれを如實に示している。

明治三十年代の後半から四十年代前半くらいまでには、日本哲學界において、ほとんど確實に△矛盾▽という定譯が成り、その後、中國の哲學界にも同譯語が輸入され、しだいに一般化されたのであろう。

さて、日本哲學史上、最初の形式論理學や、哲學辭典の出版普及された明治十四年ごろ、まだ定かな地位の無

かつたその「矛盾」という語が、譯語として唯一化され、しだいに定着を進めたのは、出典である《韓非子》が、すぐれた古典であり、「矛盾」説話が明治の教養人に膾炙されていたことに、まず大きな原因があっただろう。⁽⁹⁾

しかし、三十年後の明治四四年、《哲學字彙》の改訂版を出さざるを得なかったことに示されているように、明治哲學史は、この間、固有の哲學史的運動をとげ、早くも、同年、西田幾多郎《善の研究》を産出している。本質的には、明治哲學史發展のエネルギーが、「矛盾」の概念を消化し、深化し、譯語としての定着を進めたといふべきであろう。西田は、同書においてはもちろん、同年發表の《認識論に於ける純理論派の主張に就て》においても、「矛盾」の論理を表現するために、「矛盾」という譯語を駆使している。

そして、この定着をさらに可能にしたのは、やはり、「矛盾」説話自身、その定着に堪え得るような、「矛盾」の本質を衝くところの、「矛盾」の論理構造を有していたことに他ならない。

それでは、「矛盾」説話における「矛盾」の論理構造とは、どのようなものであるのか。

× × ×

《韓非子》における「矛盾」説話は、《難一》・《難勢》兩篇に見える。しかし、《難勢》篇に見えるそれは、文獻的に議論がある。⁽¹⁰⁾ 本小論の關心は、その是非を論じることには無く、「矛盾」説話における「矛盾」の論理構造の解析にある。そこで、本小論においては、しばらく、諸意見が、ほとんど確實に韓非の思想を伝えるものと考える《難一》篇に見える「矛盾」説話に限って、検討を加えて見たい。前掲《哲學大辭書》において引用されている「矛盾」説話がそれであり、普通、その引用箇所をもって、「矛盾」説話としている。

登場者は、商人と買手と、買手の一員である質問者との三者である。通常の解釋に従えば、商人が、「矛盾」を犯したことになる。しかし、商人は、買手との關係において、眞實、「矛盾」を犯したのであるうか。

商人は「矛盾」を手に取り、何ものをも防ぐ「最強の楯」と述べた。その眞偽は確められていないが、商人と買手との關係において、價值上、「最強の楯」が存在したことは確實である。しかし、誰も買わなかったので、「楯」を置き、「矛」を新しく手に取り、その眞偽は確められていないが、「最強の矛」とであると述べたのであ

る。△楯Vの場合と同じく、商人と買手との関係において、△最強の矛Vが存在したのである。

つまり、△最強の楯Vというものが存在したとき、△最強の矛Vというものは存在しなかったことを示している。同じく、△最強の矛Vが存在したとき、△最強の楯Vの存在は問われていないのである。商人と買手との関係において、△矛Vと△楯Vのおのの存在には、△時差Vがあったのである。

そして、商人と買手、賣者と買う者がいの關心は、△矛Vと△楯Vのおのの提示された間の△時差Vにはなくて、△最強のVということが、真であるか偽であるかということに傾斜するところの、△矛V・△楯V兩者それぞれの有する△價值Vにあったのである。

質問者の關心も、やはり、その眞偽にあったらう。しかし、その眞偽を確める發想が異なっていたのだ。質問者の關心は、眼前の最強といわれる△矛(あるいは楯)Vの存在に對して眞偽を確める直接的な△價值V判斷を試みることに無く、△矛Vと△楯V兩者の存在の△時差Vという點にあった。『子の矛を以て、子の楯を陥さば、何如』——と、△最強の矛Vと△最強の楯Vのそれぞれの存在の△時差Vを△零Vにしたのである。つまり、△時差Vに、△同時性Vをさしこんだのである。

った。

△同時にV——これは、商人にとって、まったく新しい條件の提示である。商人は買手に向って、△最強の矛Vと△最強の楯Vとが△同時にV存在するとは、決して述べていない。時間を異にして、それぞれを△最強のVと述べているのであるから、△同時性Vをさしこまれたとき、△矛Vと△楯Vそれぞれの條件に、新しく檢證を加えることは、商人に許されてよい。しかし商人は、それに氣づかず、以前の△最強の矛V・△最強の楯Vという條件のまま、兩者の存在を同時化して考えた。そのために、△最強の矛Vは、△最強の楯Vに、勝てると同時に勝てない、という新しい狀況が展開されたのである。しかも、△矛Vと△楯Vとは武器であり、兩者ともに、撞撃撞着することにその目的があり、中間的立場ということは許されない。

これは、△AはBであると同時に、non-BであることはできないVという、形式論理學における△矛盾律Vの本質の露呈である。その△矛盾律Vの古典的定義は、アリストテレス△メタフジカ第IV卷第三章(岩崎勉譯・春秋社刊)『同一の事柄が同一の關係に於て同一の事物に屬すると同時に屬さざるを得ず(「屬さないことはできない」の意)』に盡きている。

このように、もし、△矛盾V説話において△矛盾Vの論理構造があるとすれば、徹底的に形式論理學的な意味での△矛盾Vに他ならない。だから《韓非子》は、その説話の直後に、『夫不可陷之楯與無不陷之矛、不可同世而立』と述べるのである。

『世を同じうして立つべからず』——それは、△矛盾Vの骨格をなす△同時性Vの尖鋭な自覺である。△矛盾V説話の核心は、まさにこの一點にあるのであって、この句までが、正確な資料的意味としての△矛盾V説話なのである。

× × ×

《韓非子》には、△矛盾V説話の他に、形式論理學的な△矛盾Vの論理構造を有するものがあるとして、《類學》篇『夫冰炭不同器而久、寒暑不兼時而至、雜反之學不兩立而治』・《五蠹》篇『故不相容之事、不兩立也』の二節がよく指摘される。

しかし、△冰炭Vや△寒暑Vは、温度における反對の概念を並べ、その程度の相對的關係を示すものでしかない。反對という兩分極の間には、中間者の存在が可能である。それは、嚴密な意味での、形式論理學上の△矛盾Vではない。また、『雜反之學』は、學說上の立場の

問題であつて、これは、異説の存在の狀態に過ぎず、形式論理學における△矛盾Vとは何の關わりもない。

《五蠹》篇の場合、この句だけを見ると、△矛盾律Vの表現のように見えるが、この句の發言された前後の文脈を見ると、『公私之相背』上や、反對的立場上の問題の議論が行われている。これもまた、相對的な對立者の關係について述べたものでしかない。

△矛盾V説話は、この二節とは、截然、次元を異にするところの、まさに文字通りの形式論理學的△矛盾Vの論理構造を有している。

それは、△論理的矛盾Vなのであって、マルクス主義において、△判斷に關するものではなくて、客觀的な事物に内在しV、△對立物の統一と闘争Vとして考えるところの、辨證法論理的な△矛盾Vとは異なる。

そして、今日のマルクス主義的見解では、辨證法論理は、形式論理學にくらべて、より高度な論理學であるとは考えながらも、初等的な論理學としての形式論理學の必要性を認めている。

形式論理學が確認する思维の基本原理、△同一律・矛盾律・排中律・充足理由律 The principle of sufficient reasonVを、それなくしては、どのような認識過程も不可能な、普遍的・全人類的な法則と認め、形式論理學を

辨證法論理化することを戒めている。

だから、當然に、マルクス主義においても、△矛盾律√などの形式論理學的用語を使用するときは、その定義に従わねばならぬ。もし従わなければ、△同一律√の原理に反することになる。マルクス主義哲學史として登場した△中國思想通史△は、その序文において、『哲學思想や論理思想ならびに社會思想を綜合し』たと述べるように、論理思想に特に深い關心のある著作なのであるから、その點の理解は、充分であるはずである。

× × ×

前掲△中國思想通史△第一卷第十六章第五節『韓非子的世界觀、知識論和邏輯思想』は、韓非の論理思想を次のように述べる。

韓非の時代は、『氏族貴族』と『國民階級』との『矛盾』の時代である。『氏族貴族』に『投降』するか『抗争』するかという他に、『第三の立場』はない。戰國末期に課せられたこの『選言判斷』は、古代社會における『矛盾』の最高發展段階である。『選言判斷』は、『排中律』の原理を基礎としており、『排中律』は、『同一律と矛盾律』によって構成される。韓非は、『國民階級』か『氏族階級』か、そのどちらを支持するかという

△韓非子△における△矛盾√説話

『選言判斷』において、『國民階級』の立場に立ち、『氏族貴族』を否定する鬭爭の過程のうちに、『矛盾律』という思考原理を主張したという。その表現が、△難一△・△難勢△兩篇に見える△矛盾√説話と、前掲の△五蠹△・△顯學△兩篇に見える資料の計四節であるとする。そして、『古代論理學史上における矛盾律は、孔子の「攻干異端」や「叩其兩端」の思想に始まり、…韓非の「矛盾之説」において完成した』と結んでいる。

この議論には、多くの混亂と誤謬が見られる。まず第一に、『選言判斷』という設定をするならば、△選言肢 Members of disjunction△のすべてを列舉し、しかも、△選言肢√相互が排他的であることを確認せねばならない。だから、△選言肢√を擧げつくすには、その事實についての深い知識を要する。中間者を省き、『國民階級』と『氏族貴族』との二者しか認めない議論は、まだ正確な決定的知識ではない。

第二に、『國民階級』と『氏族貴族』との『矛盾』という規定であるが、その規定は、辨證法論理において許されるとしても、形式論理學においては、なんら△矛盾√ではなく、對立というべきものである。

第三に、にもかかわらず、その、辨證法論理において

言える△矛盾Vを、そのまま、形式論理學上の△矛盾律Vに移行している。それは、表記上の類似表現に託した安易粗雑な思惟である。つまり、概念をとちゅうで改變するところの、いわゆる△同一律の違反Vであり、論理的説得性が無い。

第四に、△矛盾律Vそのものに適應する資料としては、形式論理學的には、△矛盾V説話が正しい。それも、文獻的な慎重さからいえば、《難一》篇のそのみである。しかし、さらに、その△矛盾V説話が、△矛盾律Vを表現するいかなる論理構造を有しているかということを検證し、その檢證の結論に據って、資料としての價值があることを説明しないかぎり、資料としての△充足理由Vを満足させないであろう。

これを要するに、形式論理學そのものや、形式論理學と辨證法論理との關係などの理解が淺薄であり、△矛盾Vの概念に對して、△同一律Vの原則を破る思惟を行ない、形式論理學上の用語を、類比的に恣意的に修飾語として使用するだけの非論理的議論である。

同論が、△矛盾V説話に對して、哲學史的評價を與えようとする努力は買いたい。しかし、毛澤東《矛盾論》『矛盾的普遍性』の章などが、『差異は矛盾である』とまで△矛盾Vの概念を擴大しているのは、あくまでも、

辨證法論理の枠内での意味であって、形式論理學の領域まで有効性があるとは述べていない。にもかかわらず、その區別を無視し、ほとんど無反省に、△矛盾Vという語を、饒舌に日常語化して、哲學史的評價を與えることに問題の力點を置くのは、觀念的である。

× × ×

《中國思想通史》が試みたところの、「△矛盾V説話における形式論理學的△矛盾Vの構想は、『國民階級』と『氏族貴族』との『矛盾』を反映する」と述べるその論理的關係は、上述のように、成り立たない。

しかし、△矛盾V説話における△矛盾Vの論理構造は、あまりにも正確に、△矛盾律Vの本質を備えている。だから、△矛盾V説話だけを抽出して、その論理構造を解析するとき、△矛盾V説話を△矛盾律Vの自覺の典型と結論することは正しい。そこで、その成功點から見て、△矛盾V説話は、《韓非子》の形式論理學的關心のみから生れたものというふうな、斷じてよいであろうか。

その發想が論理學的關心から生れたものと規定することの可否を考察するにとどまらず、もし、さらに△矛盾V説話の歴史性をも考察しようとするれば、諸關係を論理學

的用語によって類型化することや、△矛盾V説話の個所だけを抽出して議論するのでは、あまり意味がない。

△矛盾V説話が、△難一V篇全體の中において、どのような状況の下において設定されたものであるのか、それを検討することが問題解決の最短射程となるであろう。

× × ×

最初の固有名詞をとって區切ると、△難一V篇は、①晋の文公・②歷山・③管仲・④襄子・⑤晋の平公・⑥齊の桓公・⑦靡笄・⑧桓公・⑨韓の宣王、の九段落に分けられる。各段落は、歴史上の例話とそれに對する韓非の駁論によって構成されている。

その③以下⑨までの駁論の主旨は共通している。すなわち、君臣という身分階層を堅持し、職分を各自が墨守し、特定の臣下に權力が偏しない調和的な君主專制の世界を構想している。

さて、△矛盾V説話の記載されている段落②の論旨は何か。

農夫が、土地の境界のことで問題を起したり、漁師が、漁場を争うなど、さまざまな民衆のトラブルに對して、いずれも、それぞれわずか一年の期間で、舜が問題

を解決したという傳説があり、孔子が、その舜を賞讃したという例話がある。

孔子のその賞讃に對して、韓非は駁論する。民衆にトラブルがあつたことは、當時、政治の最高責任者であつた天子の堯に、落度があつたことである。しかも孔子は、常々、堯を聖人と規定している。舜を賞讃すれば、堯の『明察』は成り立たず、堯を聖人とすれば、舜の『徳化』は成り立たないではないか、と。

孔子の賞讃の論理自身から、堯・舜のいずれかの價值を低めねばならない△不合理Vを導出して、その直後に、前引の△矛盾V説話を置く。そして、△矛盾V説話に見える背反の△不合理Vのようにそのように、『今堯舜之不可兩譽、矛盾之説也』と述べるように見える。この場合の堯舜の關係には、いわゆる形式論理學的△矛盾Vは無い。堯舜それぞれの設定された立場は、道德的感化力や政治的手腕の民衆に對する影響という力學における支配者と民衆との△對立V的關係である。韓非の駁論は、そこに發する△不合理Vの指摘である。だから、②の段落の中に置かれた△矛盾V説話は、その△不合理Vの指摘を効果的にする比喩として構想されたもののように思われる。とすれば、△矛盾V説話構想の發想が、△矛盾律Vの自覺の下に思惟されたところの、形式

論理學的關心を孕んでいるものであるのか否か、ということをも根本的に問わざるを得ない。

韓非の論駁はさらに續いている。孔子は「トラブルの起った農耕や漁撈上の問題は、『非舜官也』——つまり舜の管轄ではなかったが、職分を越えて救済した。舜は本當に『仁』である。トラブルを起した民衆のそれぞれと生活を共にし、民は、『徳化』された」と評價している。これに對して、韓非は、一事件の解決に一年ずつ配當するような施政では、無限の事件に對する、人間である爲政者の生命の有限さを無視している。しかも、民衆各自の生活に、場合場合、範を垂れる施政は、法令に從うところの、政治の體系性・組織性、ひいては職分の自覺の欲如であると論駁する。

この論駁の意味の一つは、②の段落全體を、《難一》篇全體の中に置いた場合に、明確となる。すなわち、《難一》篇における段落③より段落⑨に至る韓非の論駁の主旨を、段落②は、未熟な形ながら反映しているからである。

段落③より段落⑨までの主旨は、注の⑩の引用文に示されている。注の⑩の諸意味は、たとえば、『明主之道、一人不兼官、一官不兼事』の思想で代表されよう。《韓非子》の《二柄》・《用人》（《定法》）篇などにも

表現されているその法家的主張にとつて、『非舜官也』——にもかかわらず、民を徳化しようとする舜の行爲は、越權的であり、その舜を顯彰する『儒者』は、斷じて彈劾せねばならなかったのだ。

《難一》篇の他の段落のほとんどは、秩序の紊亂に對する激しい彈劾である。秦の怒濤のような連年の劫掠に戰のく弱國、韓にとつて、何が必要であつたか、韓非の彈劾がそれを雄辯に物語っている。この彈劾のための有効な比喩の一つとなることに、△矛盾V説話設定の主たる目的があつたのだ。

X X X

△矛盾V説話を、段落②の中に、さらには廣く《難一》篇全體の中に置いてその意圖を反省するとき、その目的は、△矛盾律Vの本質といった△論理的矛盾Vの表現にあるのではなくて、もっと常識的な、△不合理Vとか、△背反V・△齟齬V・△抵觸Vとかといった△現實的矛盾Vの表現に あつたと思われる。だからこそ、前掲の《五蠹》篇や、《顯學》篇において、詞を變え、さまざまな比喩が述べられたのも、△現實的矛盾Vの表現としての一貫性があるのである。

まして、その△現實的矛盾Vを、《中國思想通史》が

解釋するように、階級の對立の反映を直接意圖したような、廣大な展望を有する歴史性を帯びた思惟の表現と考へるには、△矛盾V説話の△矛盾Vの一句にとらわれており、解釋の説得性が不足している。

設定の状況から見て、△齟齬Vといった程度の意味の△矛盾V説話に對し、そこに歴史性が集約されているという方向で考察するのではなくて、△矛盾V説話を始めとする諸比喩をも含めて、韓非の論駁を分析し、韓非が意圖する主張の歴史性を明らかにするという方向を定めることに意味がある。

△矛盾V説話のみを韓非の思想の結論としてとりあげ、それを過大評價することは、一部全體詭辯法的であり、韓非の思想の歴史性の追求ということの逆行であるのみならず、その過大評價の徹底から生れるものは、△矛盾V説話のみをとりあげ、そこに表現されている△矛盾Vの認識の正確さを鮮明にするという作業に歸着するだけであらう。もっとも、その作業すら行われなかったが。

しかし、その作業の結論として、△矛盾V説話における△矛盾Vの正確な認識を形式論理學的にいくら高く評價したとて、それは、韓非の思想の全體とは切り離されたところの、抽象的な非歴史的議論であらう。

△韓非子Vにおける△矛盾V説話

△矛盾V説話に、最初、△矛盾Vの本質が認定されたのは、明治哲學史が contradiction の概念の理解の試行錯誤のうちに△矛盾Vという譯語を定着させた努力に依る。明治哲學史が、自己の哲學史の展開過程において、△矛盾V説話を抽出し、練りあげ、評價し、再認識したと言える。しかし、そこにおいて確認されたような△矛盾V説話の極端に正確な△矛盾Vの構造にひきずられて、明治哲學史に依って抽出され、意味づけられ、特定の評價を有した△矛盾V説話を、再び△韓非子Vに還元して、中國哲學史の哲學史的運動の過程に置きつつ、形式論理學的自覺として高い哲學史的評價を與えてはなるまい。

五蠹を否定し、君主權を安定させ、身分階層の秩序を維持しようとする調和的世界觀、その韓非の思想を、中國哲學史の哲學史的展開の中に位置づける動的把握の過程において始めて、△矛盾V説話の性格が、形式論理學とは關わりなく掘り下げられ、その哲學史的評價を試みることが可能となるであらう。

それではなくしては、韓非の哲學史的位置づけは愚か、韓非の眞意からも遠ざかるであらう。韓非の切實な關心は、△矛盾Vの本質に迫らうとしての、撞撃に發する虚しい△矛盾の響きVには無かった。ひたすらの憂悶は、

徐々に迫り来る祖國とその歴史の崩壊に對してであり、その胸底の關心は、強秦の捲き起す「干戈の響き」に在ったのだ。

(一九六五・四・十)

(註)

(1) 「矛盾」と「矛盾」の文字の區別に、書誌學的理由があるわけではない。行論の必要上、contradictionを意味する「矛盾」と、《難一》・《難勢》兩篇に見る「矛盾」説話を區別するための表記である。

(2) 引用部は『』の記號で示される。點線部は、加地が行なつた中略の記號である。

(3) 田中美知太郎《哲學初步》「哲學とは何か」參照。

(4) 西周が、著譯書を通じて、多くの哲學用語の翻譯に貢獻したことは言うまでもない。この《致知啓蒙》には、今日においても哲學用語として使用されている譯語が多い。例、内包・外延・現象・歸納・演繹・主觀・客觀。

(5) 梁啟超《清代學術概論》二十九章「壬寅(明治三十五年)癸卯之間、譯術之業特盛。……日本每一新書出、譯者動數家、新思想之輸入、如火如茶矣。然皆所謂「梁啟超式」的輸入、無組織、無選擇、本末不具、派別不明……。時獨有侯官嚴復、先後譯……穆勒約翰名學等數種、皆名著也」郭湛波《近五十年中國思想史》「第五篇・五十年來中國思想方法・(二)形式論理學在中國的發展」參照。

(6) 玉斌《嚴復傳》(一九五七年・上海人民出版社刊)に據る。W. S. Jevons (耶芳斯)《Logic of the Primer》の嚴復による翻譯《名學淺説》の序文に據れば、明治三三年から三五年にかけて原稿はできあがつている。

ミルの同書《原名は《A system of Logic, Ratiocinative and Inductive: being a connected view of principle evidence and the methods of scientific investigation》である。《穆勒名學》に「ベンジャミン・シュワーツの『In search of Wealth and Power; Yen Fu (嚴復) and the West』(一九六四年・Harvard University Press)の第九章「Mills's Logic」がある。なお、付記すると、西周もミルの著書《Utilitarianism》の翻譯《利學》を出している。明治十年前後の、東京大學の外山正一らがスペンサーを紹介するころまでは、日本の哲學はミルを中心にし、その著書は、ほとんど紹介されていた。

(7) 《穆勒名學》「引論・第七節」の譯文に、嚴復は括弧して自注「理學」其西文本名謂之「出形氣學」。與「格物諸形氣學」爲對。故亦稱「神學」・「智學」・「愛智學」。日本人謂之「哲學」。顧晚近科學獨有愛智以名其全。而切「性靈之學」則歸於「心學」。「哲學」之名似尙未安也」を加えている。嚴復は、たとえば三段論法を連珠、肯定を正、否定を負、歸納を內擯、演繹を外擯と譯している。

(8) 《哲學字彙》の緒言に、井上哲次郎が、「先輩之譯字中

妥當者、盡採而收之。其他新下譯字者、佩文韻府・淵鑑類函・五車韻瑞等之外、博參考儒佛諸書而定。今不盡引證。獨其意義難深者、摺入註脚、以便童蒙」と識している。Contradiction の譯語に引證する必要が無かつたのは、『其意義難深』でなかつたからであらう。『矛盾』という語もまた、非常によく知られていたであらう。

同書は、出典の典雅なものを意識したらしい。例、『Right 權利(荀子勸學篇、及至其致好之也、目好之五色、耳好之五聲、口好之五味、心利之有天下、是故權利不能傾也、云々。萬國公法、始假用此字)』

(9) 明治四四年の第三版(丸善書店刊)の序文に次のように書かれている。第二版は、明治十七年刊であるが、これは初版と同一内容である。『The second edition, however, has been for long time out of print; more over it is too detective to satisfy modern requirements, philosophical studies having made much progress in our country since its publication.』

(10) 容肇祖『韓非的著作考』(中山大學語言歷史學研究所週刊一集四期所收)は確實に韓非の著作と考えられるところの『五蠹』・『顯學』兩篇の内容や思想との比較を通じて、『難勢』篇をほぼ韓非の著作であると推論する。しかし、その比較の方法は、韓非が思想的に『勢』を重んじることの一点による比較である。それは部分的比較であるが、それを通じて、『難勢』篇全體を韓非の著作と考える

立場である。この立場のように、部分的比較をもつて、全體を斷じることが許されるならば、同じ態度の陳奇猷『韓非子集釋』の意見もまた同じ程度に正しい。

『難勢』篇は、①『勢』を主張した慎到の説・②『賢』を重んじた駁文・③さらに③への駁文、という三段落から構成されている。陳奇猷は、②を韓非の主張ととり(同篇注八)、③を竄入したもの(同篇注二七・三二、ならびに同著者の『韓非子舊注考』)と考える。そして、『矛盾』説話は③の段落の中にあるので、韓非の手に成るものとは考えない。その推論は、韓非が『法・術・勢』の他に『賢』を重んじているとするところの、容肇祖と同じく思想的觀點によるものであり、『勢』のみをとりあげた容肇祖と思考類型がある。

郭沫若『十批判書』『韓非子的批判』(一九五六年・科學出版社刊)三五三頁以下は、容肇祖に與する意見ではあるが、文體論的方法であつて、決定的な實證性は無い。

(11) 『中國思想通史』の所論を批判するために、マルクス主義のいう『矛盾』を反省しているのであつて、當然のことながら、辨證法論理は、マルクス主義に限られる思惟の方法ではない。マルクス主義的中國哲學史家の中には、辨證法論理をマルクス主義に限る誤謬を犯している者がある。

(12) ソ同盟科學アカデミー哲學研究所機關誌『哲學の諸問題』一九五一年第六號所收の『論理學の諸問題の討議の總括』によつて、『青木書店刊『論理學入門』西牟田等譯の附

録)に詳しい。

同論文に關して、松村一人《『矛盾律』と辨證法的矛盾》(岩波書店刊雑誌《思想》一九五六年七月號)・中村秀吉《形式論理學の對象と辨證法》(同誌一九五七年七月號)がある。その反對の立場として武谷三男《哲學は有效性を取戻したか》(同誌一九五六年八月號)がある。

- (13) 『前期儒家的知識起源論和知識方法論』・『墨子の邏輯思想』・『思孟學派的「無類」邏輯』・『公孫龍學派詭辯的概念論和推理論』・『後期墨家的認識論和邏輯學』・『荀子的邏輯思想』と、論理思想に關して、韓非の節に至るまで多くの節を設けて論じている。

- (14) ③『明主之道、一人不兼官、一人不兼事』・④『百官不
散侵職、群臣不敢失禮』・⑤『平公失君道、師曠失臣禮』

…是逆上下之位、而失人臣之禮也』・⑥『仁義者、不失人臣之禮、不敗君之位者也。……臣吏分職受事名曰朋(朋は恨の意)。今小臣在民萌之衆、而逆君上之欲、故不可謂仁義』・⑦『韓(獻)子之所斬也、若罪人則不可救。救罪人、法之所以敗也。法敗則國亂』・⑧『主令所加、莫敢不從也。……國無君不可以爲治也』・⑨『一則專制而劫弑』

(一は、特定の臣のみを用うれば、の意)

- (15) 陳奇猷《韓非子集釋》同注『舊注、非大人之事。奇猷案、官、猶言職也。……此文謂耕漁與陶非舜之職事。舊注未確』(此文とは、《韓非子》本文の「耕漁與陶、非舜官也」)

- (16) 《二柄》『臣不得越官而有功』・《用人》『明君使士不兼官』。また《定法》篇に、申子の意見として、『治不踰官、雖知不言』がある。